

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

◇告 示 新たに生じた土地の確認（市町村振興課）
字の区域の変更（ 〃 ）
臨時種畜検査の実施（畜産課）
土地改良法による換地計画の決定（農村整備課）
開発行為に関する工事の完了（四件）（都市計画課）

公布された規則のあらまし

◇ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
一 増設及び建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種 別	住 戸 番 号	戸数	一月の家賃額
高草団地	第二種県営住宅	四一〇一〇一、四一〇一〇二号及び四一〇四号から四一〇六号までの住宅	五	二一、七〇〇円

弥生団地		皆生団地	
第二種県営住宅	第一種県営住宅	第二種県営住宅	第一種県営住宅
三一一〇六号の住宅	一一二〇四号及び一一三〇四号の住宅	一一一〇四号の住宅	一一二〇一号から一一二〇三号まで及び一一三〇一号から一一三〇三号までの住宅
四	二	二	六
三三、七〇〇円	四八、八〇〇円	三九、四〇〇円	四八、五〇〇円
一	一	一	三
二三、七〇〇円	三三、七〇〇円	三九、四〇〇円	三九、四〇〇円
四	四	三	一
三四、八〇〇円	四八、八〇〇円	三八、六〇〇円	四一〇三号の住宅
四	二	一	四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四、四一〇五、四一〇六、四一〇七、四一〇八、四一〇九、四一〇一〇、四一〇一一、四一〇一二、四一〇一三、四一〇一四、四一〇一五、四一〇一六、四一〇一七、四一〇一八、四一〇一九、四一〇二〇、四一〇二一、四一〇二二、四一〇二三、四一〇二四、四一〇二五、四一〇二六、四一〇二七、四一〇二八、四一〇二九、四一〇三〇、四一〇三一、四一〇三二、四一〇三三、四一〇三四、四一〇三五、四一〇三六、四一〇三七、四一〇三八、四一〇三九、四一〇四〇、四一〇四一、四一〇四二、四一〇四三、四一〇四四、四一〇四五、四一〇四六、四一〇四七、四一〇四八、四一〇四九、四一〇五〇、四一〇五一、四一〇五二、四一〇五三、四一〇五四、四一〇五五、四一〇五六、四一〇五七、四一〇五八、四一〇五九、四一〇六〇、四一〇六一、四一〇六二、四一〇六三、四一〇六四、四一〇六五、四一〇六六、四一〇六七、四一〇六八、四一〇六九、四一〇七〇、四一〇七一、四一〇七二、四一〇七三、四一〇七四、四一〇七五、四一〇七六、四一〇七七、四一〇七八、四一〇七九、四一〇八〇、四一〇八一、四一〇八二、四一〇八三、四一〇八四、四一〇八五、四一〇八六、四一〇八七、四一〇八八、四一〇八九、四一〇九〇、四一〇九一、四一〇九二、四一〇九三、四一〇九四、四一〇九五、四一〇九六、四一〇九七、四一〇九八、四一〇九九、四一〇一〇〇
四	二	一	一
三三、七〇〇円	四八、八〇〇円	三九、四〇〇円	一七、六〇〇円

同表皆生団地の項中

皆生団地	
第一種原 営住宅	第一種原 営住宅
一八	一八
二三、二〇〇円	二三、五〇〇円

を

皆生団地						
第一種原 営住宅	第一種原 営住宅	第一種原 営住宅	第一種原 営住宅	第一種原 営住宅	第一種原 営住宅	第一種原 営住宅
一八	二	六	二	一	三	一八
二三、五〇〇円	四九、五〇〇円	四八、五〇〇円	三八、八〇〇円	三九、四〇〇円	三八、六〇〇円	二三、五〇〇円

に

二二一〇一 号の住宅	一	二二、六〇〇円
---------------	---	---------

を

改め、同表弥生団地の項中

同表誠道団地の項中

二二一〇一 号の住宅	一	二三、六〇〇円
三一〇一 号の住宅	一	三八、七〇〇円
三一〇二 号から三一〇五 号までの住宅	四	三四、八〇〇円
三一〇六 号の住宅	一	二三、七〇〇円
三一〇一 号、三一〇六 号、三一〇 七号及び三一 〇八号の住 宅	四	三三、七〇〇円
三一〇二 号から三一〇 五号まで の住宅	八	三四、四〇〇円

に改め、

三七号から 三九号まで の住宅	三	二〇、二〇〇円
四三号から 四五号まで の住宅	三	一八、九〇〇円
四九号から 五四号まで の住宅	六	一六、九〇〇円
五五号及び 五六号の住 宅	二	二六、五〇〇円

を

第一種原 営住宅	二	二六、五〇〇円
五五号及び 五六号の住 宅	二	二六、五〇〇円

に

改める。

附則

この規則は、平成九年二月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〃	六七号及び六八号の住宅	二	二二、三〇〇円
〃	六七号及び六八号の住宅	二	二二、三〇〇円
〃	一一〇一号、一一〇四号、一一〇二号、一一〇四号、一一三〇一号及び一一三〇四号の住宅	六	三七、四〇〇円
〃	一一〇二号、一一〇三号、一一〇二号及び一一三〇三号の住宅	六	三六、九〇〇円

に を

新たに生じた土地の位置（平成八年十二月一日現在の地番による。）

新たに生じた土地の面積

大字今津字濱田二六七の三四、二六七の三九の地先

七〇九・八一平方メートル

鳥取県告示第五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成九年二月一日からその効力を生ずる。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成八年十二月一日現在の地番による。）

大字今津字濱田

大字今津字濱田の全域
大字今津字濱田二六七の三四、二六七の三九の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第六十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時 平成九年二月二十四日 午前十時から	検査場所 東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	家畜の種類 牛
------------------------------	-----------------------------------	------------

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業に係る赤碕地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年二月三日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月二十日 鳥取県指令都計三一二第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字神明

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一三三一一

福本 逸夫

鳥取県告示第六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月三十日 鳥取県指令都計三一二第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字澤

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県松江市白湯本町一八

株式会社山陰合同銀行

代表取締役 丸 磐根

鳥取県告示第六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十一月二十七日 鳥取県指令米土維十第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字宮ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二三六〇―八

株式会社ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

鳥取県告示第六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月十七日 鳥取県指令都計三―三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡三朝町大字砂原字大付

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬九九九―二

三朝町土地開発公社

理事長 安田 真一郎

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】